

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月5日

【会社名】 株式会社東京會館

【英訳名】 Tokyo Kaikan Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤原幸弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目25番10号

【電話番号】 東京(03)3215-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 立石靖彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の当社第122回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円00銭

総額 33,421,448円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合する。

株式併合の効力が生じる日

平成28年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件

変更の内容

イ 発行可能株式総数を8,900万株から890万株に変更する。

ロ 単元株式数を1,000株から100株に変更する。

ハ 上記イ及びロの変更は、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除する。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役として藤原幸弘、上原誠人、鈴木輝伯、永田充史、渡辺訓章を選任する。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、相場康則を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、池内潤一郎を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 賛成割合(%)
第1号議案	25,945	269	0	(注)1	可決 95.8
第2号議案	26,091	123	0	(注)2	可決 96.3
第3号議案	26,122	92	0	(注)2	可決 96.4
第4号議案					
藤原幸弘	25,929	285	0	(注)3	可決 95.7
上原誠人	25,938	276	0	(注)3	可決 95.8
鈴木輝伯	25,945	269	0	(注)3	可決 95.8
永田充史	25,945	269	0	(注)3	可決 95.8
渡辺訓章	25,948	266	0	(注)3	可決 95.8
第5号議案	26,107	107	0	(注)3	可決 96.4
第6号議案	26,126	88	0	(注)3	可決 96.5

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上